

懸念事項あるいは違反行為の通報に関するガイドライン

ここでは、Got a Concern?から通報できる懸念事項や違反行為に関するガイダンスを示しています。なお、現地の慣行や法的要件を反映するために、プライバシーについて認められる権利は国によって異なる場合があります。プライバシーに関する権利の詳細は、Got Concern?のトップページにある「プライバシーノート」を参照してください。

どの国においても、その国の法律に従って、Got a Concern?から、財務、会計、監査(不適切な財務・経費処理、契約・報告・記録の改ざんなど)、汚職(賄賂、キックバック、不正・違法行為など)、反競争的行為(独占禁止法違反行為など)、差別、ハラスメント、報復、そして職場における安全、衛生、セキュリティ(薬物乱用、暴力、安全を脅かす行為など)に関する懸念事項を通報することができます。

なお、Firm のポリシーに違反する行為や前述の行為を目撃した場合、Got a Concern?以外の報告チャンネルもあります。例えば、関係者、マネージャー、PD、HR、セルまたは部署のリーダー、オンブズマン、CPO (Chief People Officer)、またはグローバル CECO (Chief Ethics & Compliance Officer) に懸念を共有し、相談することも可能です。

EU 公益通報者保護指令における通報内容の範囲

マッキンゼーと雇用関係にある個人¹として、Got a Concern?を以下の目的で利用することができます。

¹パートまたはフルタイム社員（現役および元社員）や派遣社員として勤務している者

- 勤務はしていないが、EU法違反の摘発において重要な役割を果たす可能性があり、業務との関わりの中で経済的に弱い立場に置かれる可能性のある者（サービスを提供する自営業者、フリーランス、請負業者、下請業者、供給業者、株主、経営体に属する者など）
- 組織に対してサービスを提供しようとしている求職者または個人で、(i) 採用プロセスまたはその他の契約前の交渉段階で関連情報を入手し、(ii) 報復（経歴推薦状における否定的な評価、ブラックリスト化、または契約の終了など）を受ける可能性がある者
- ボランティア並びに有償または無償の研修生、
- 業務の中でEU法（上記）に違反する行為に気づいた者

通報者の範囲に関する詳細については、[EU Whistleblowing Directive \(EU公益通報者保護指令\)](#) の第4条を参照してください。

[EU Whistleblowing Directive \(EU公益通報者保護指令\)](#) (2019/1937/EU) に基づき、公共調達、金融サービス、商品、市場、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止、製品の安全性、輸送の安全性、公衆衛生、環境保護、消費者保護、EUの財政的利益に影響するまたはEU内市場に関係する違反(競争法、国家援助に係るルールなど)、放射線防護および原子力安全、食品安全、動物の健康および福祉、プライバシーおよび個人データ保護並びにデータのセキュリティを含む、EU法の違反に関わる懸念も通報することができます。対象となるEU法違反行為は、[EU Whistleblowing Directive \(EU公益通報者保護指令\)](#)の附属書に規定されています。

上記に加えて、通報者が以下の国の規則の対象となる場合²、以下が適用されます。

- **ポルトガルの法律が適用される場合:** Got a Concern?から、Law No. 5/2002 of 11 January で定められたすべての犯罪行為、つまり、麻薬密輸、人身売買、テロリズム、テロ組織、国際テロ、テロ資金供与、武器取引、斡旋収賄/ロビー活動、公共・民間および国際商取引における能動的・受動的な贈賄、横領、ビジネスにおける経済的利害、マネー・ロンダリング、犯罪組織、児童ポルノ・買春、偽造、教唆、密輸、車両盗難・密輸、コンピュータおよびソフトウェアの運営を妨害する行為、ソフトウェアへの不正アクセスを通報することができます。
- **スウェーデンの法律が適用される場合:** Got a Concern?から、Instrument of Government (Kungörelse (1974:152))のChapter 8の対象となる法律またはその他の規制に違反する行為、または公共の利益を損なう業務上の不正行為(すなわち重大な不正行為)に関する情報を通報することもできます。なお、Protective Security Act (2018:585) で定められた機密情報や、防衛・国家安全保障に関わる情報は通報の対象にはなりません。
- **フランスの法律が適用される場合:** Got a Concern?から、(i) フランスで適用される国際法に違反する行為または未遂的行為、(ii) 国内法に違反する行為または犯罪、(iii) 公共の利益への脅威または損害に関する通報を行うこともできます。

ご希望される場合は、通報を対面で行うことも可能です。

通報後の対応としては、適用法で定められた期間において、進捗状況と結果をお知らせします。通報内容の状況については、通報キーとパスワードを使って確認できます。

² 今後、その他のEU加盟国においても、対象範囲が広がる可能性があります。

また、次のいずれかの条件に当てはまる場合、EU加盟国の管轄当局に対してEU法違反の懸念を通報することができます。

- (i) Got a Concern?が正常に機能しない場合
- (ii) 通報をしたにもかかわらず、担当者が誠実な対応をしなかったあるいは妥当な期間内に対応しなかった場合、または
- (iii) 内部調査の結果、EU法違反を確認したにも関わらず、通報された懸念に対応するための適切な措置が講じられなかった場合

Got a Concern?およびその後の調査について懸念がある場合は、まず、マッキンゼーの[グローバル CECO \(Chief Ethics & Compliance Officer\)](#)に相談することをお勧めします。

管轄当局については、添付の「[附属書 - EUの管轄当局一覧](#)」を参照してください。

附属書 - EU の管轄当局一覧

国	管轄当局
フランス	1. 権利擁護機関
ポルトガル	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検察庁 2. 刑事警察機関 3. ポルトガル銀行 4. 独立行政機関 <ol style="list-style-type: none"> a. 競争当局 b. 交通・運輸院 c. 民間航空庁 (ANAC) d. 国家通信庁 (ANACOM) e. 保険年金基金監督局 (ASF) f. 証券市場監督当局 g. メディア規制当局 h. 衛生監督庁 (ERS) i. 水廃棄物規制局 (ERSAR) j. エネルギー規制庁 (ERSE) k. IMPIC、I.P. 5. 公的機関 6. 監察機関、類似の機関、行政権が与えられている国の行政機関による中央のサービス 7. 地方自治体 8. 公共団体
スウェーデン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働環境庁 2. 競争庁 3. 金融監督庁 4. 不動産業者監督委員会 5. 監査監督機関 6. 賭博局 7. 住宅・建設・計画庁 8. 電気安全庁 9. 公衆衛生庁 10. 化学物質庁 11. 消費者庁 12. 食品庁 13. スtockホルム地方行政局 14. ヴェストラ・イエータランド地方行政局 15. スコーネ地方行政局 16. 戦略製品検査局 17. 医療製品庁 18. 社会防護危機準備庁 19. 環境保護庁 20. 郵便通信庁 21. エネルギー庁 22. 農業庁

国	管轄当局
	<p>23. 資格認定と評価の統一性に対するスウェーデン委員会</p> <p>24. 運輸局</p> <p>25. 海洋・水管理庁</p> <p>26. 林野庁</p> <p>27. 放射線安全庁</p> <p>28. 保健福祉サービス監督庁</p> <p>29. 個人データ保護庁</p> <p>30. 経済犯罪局</p> <p>31. 国税庁</p> <p>32. スウェーデン政府</p> <p>労働環境庁は、<u>監督機関</u>および<u>特別管轄当局</u>として指定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>監督機関</u>としては、各組織によるスウェーデン公益通報者保護法で定められた内部公益通報対応体制の整備に関する義務の遵守の徹底に向けて主導的な役割を担います。 ○ <u>特別管轄当局</u>としては、他のルートからの通報に関する情報を他の管轄機関から収集します。